

預かり保育無償化について

○預かり保育無償化には保育認定が必要です

施設等利用給付の認定を受けるためには、保護者が次の事由のいずれかに該当し、そのことを証明する書類が必要です。また、保育の必要な事由の確認のため、1年に1度現況届を提出していただきます。

市からの給付の認定を受けた方は、幼稚園の預かり保育料が無料になります。ただし、おやつ代は1回につき50円いただいております。

就労 月 64 時間以上就労の場合 (フルタイム、パートタイムなど全ての就労を含む)

必要な書類 被雇用者:就労証明書
 自営等:就労証明書・就労状況申告書・確定申告書のコピーなどの添付書類

看護・介護 親族を常時介護又は看護している場合 (長期間入院等をしている場合も含む)

必要な書類 申立書(看護・介護)
 被看護・被介護者の診断所等
 (診断書(市の様式)・介護認定証・障害者手帳のいずれかのコピー)

就学・職業訓練 学校または職業訓練校に在学している場合

必要な書類 申立書(就学・職業訓練)
 就学:学生証のコピー
 職業訓練:受講決定通知書・スケジュール表コピー

疾病・負傷・障害 疾病、負傷、心身に障害がある場合

必要な書類 診断書(市の様式)

災害復旧 震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合 子ども施設課にご相談ください。

虐待・DV 虐待やDVの恐れがある場合

妊娠・出産 妊娠中であるか、出産後間もない場合

出産(予定)日を基準に、産前8週の属する月の1日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※多胎児の場合は出産(予定)日の産前14週の属する月の1日から

必要な書類 母子手帳(母の氏名が記載されているページ及び出産(予定)日の記載されているページ)のコピー

求職活動 求職活動を継続的に行っている場合(起業の準備等を含む)3か月以内

必要な書類 申立書(求職活動)

詳しくは園に直接お問い合わせ下さい。